

第 48 回衆議院議員総選挙にむけた

市民による政策提案

おかやまっぽん

安保法制の廃止と立憲主義の回復をもとめるおかやまっぽんの会

おokayまいっぼん 市民による政策提案

■わたしたちの思い

はじめに

2014年7月1日、安倍政権は、日本が攻撃されていなくても他国が攻撃されている場合に日本が戦争に参加しようという、集団的自衛権行使を認める閣議決定を行いました。また、2015年9月19日、安全保障関連法制（以下では、単に「安保法制」といいます。）が参議院で「可決」され「成立」しました。

わたしたちは、集団的自衛権行使を認める閣議決定と安保法制は憲法に違反していると考えるとともに、それはつまり日本の政治基盤が壊されている状態だと認識し、これの是正を求めます。そして、それを実現するために、それらの思いを共有する市民並びに野党が、お互いの違いを尊重しながら、しかし「日本の政治基盤を回復させる」という一致点において協力することを奨励し、国政選挙における「市民と野党の共闘」を求めます。

「おかしい」と思っていること ～憲法と立憲主義について～

憲法は、わたしたち国民の人権を守るために、わたしたち国民が制定したもの（国民主権）であり、行政府（内閣など）、立法府（国会）、司法府（裁判所）の国家権力が守らなければならない基礎が書いてあります。それは国家権力を縛る約束事ですから、そこに規定されている憲法の基本的価値（以下に3原則を説明）を実現するため、国家権力は憲法に従わなければなりません。これを「立憲主義」といいます。

わたしたちは、立法府に法律を作る権限を与え、行政府に法律の内容を実現する権限を与えています。ただし、立法府や行政府が法律を作ったり法律の内容を実現したりするのは、あくまでも誰もが安心して生活するためです。ですから、立法府や行政府は、誰もが安心して生活するための基礎を壊してはいけません。

憲法の3つの原則

憲法には、大きくわけて、

- 1、一人ひとりの「いのち」の尊厳を大事にすること（基本的人権の尊重）
- 2、国の方針は国民で話し合って決めること（民主主義）
- 3、戦争に訴えずに平和を守ること（平和主義）

の3つの原則が書いてあります。

この3つの原則が、立法府や行政府など国家権力が守らなければいけない国民との約束であり、壊してはいけない基礎なのです。

安保法制が立憲主義違反であること

日本が攻められていなくても戦争できるという取り決めは、「戦争に訴えずに平和を守る」という憲法の約束事に違反しています。誰もが安心して暮らすために他の国とどんな関係を築くのがいいのか、戦争にならないためにはどうすればいいか（安全保障政策）は、とても大事な国の方針です。日本の憲法は、「戦争に訴えず、平和を守る」という方法で他の国と良い関係を築く方針をとっています。もしも政府がこの方針を変えたい時は、国民投票を行って憲法を変えなければなりません。

しかし、安倍政権は、内閣の話し合いだけで方針を変えてしまい、国会での多数をたのみに安保法制を作ってしまった。この行為は、国民との約束（憲法）を破るものですから、絶対にしてはいけないことでした。憲法学者、元裁判官、元内閣法制局長官、弁護士など、多くの法の専門家も、憲法を改正せずに安保法制を作るのは約束破りだと批判しました。

安保法制を「可決」した過程に問題があったこと

安保法制の案が国会に上程されてから、多くの人が「おかしい」と声をあげました。2015年9月18日の夜も、国会の前に多くの人が集まり、声を枯らして「廃案」の声を上げ続けました。そうであるにも関わらず、安倍政権は、11個もある安保法制、多くの国民から疑問の声があがった安保法制を、たった4カ月で強引に「成立」させてしまいました。

また、採決の手續自体も、①参議院特別委員会で地方公聴会の報告手續がとられない、②参議院特別委員会の議事録では「聴取不能」となっているのに採決がなされたことにされてしまう等、問題の多いものでした。

わたしたちは、安倍政権のこのような手法は、民主主義ではないと思っています。民主主義は、単なる多数決ではなく議論を尽くして決めることです。ですから、わたしたちは、多くの反対の声を無視し、あるべき手續を軽視したやり方を、おかしいと思っています。

わたしたちが目指すもの

2015年、安保法制が国会で審議されるのを見て、わたしたちは、様々に問いかけ、悩み、考えました。民主主義とは何か、平和とは何か、「いのち」を守るとはどういうことか、法とは何か、政治とは何か……。わたしたちは、安保法制ができる過程を目の当たりにして、改めて政治に働きかけることの大切さを知りました。そして、わたしたちは、一人ひとりの

「いのち」が守られる政治を実現しようと集まりました。

わたしたちは、特定の政党を応援する集まりではありません。ただ、一人ひとりの「いのち」が守られる政治を作りたい、憲法を守る政治を取り戻したい、という思いで一致しました。わたしたちは、基本的人権の尊重、民主主義、平和主義という憲法の3原則が守られる政治を回復するために、政治への働きかけを行います。また、表立って声をあげていない人の「声なき声」を政治に届けることができるように、学びの輪、訴えの輪を広げていきます。

『自民党改憲草案』に対して

また、自民党が掲げている『憲法改正草案』に対して、これへの反対の意を表明するとともに、憲法審査会において同草案をベースに改憲議論を進めることに強く抗議します。

わたしたちは、憲法13条で規定される「すべて国民は、個人として尊重される」という条文が、同草案で「・・・人として尊重される」と変更されることに対して、憲法3原則の基本的価値である「個人の尊厳」が脅かされるのではないかと強く危惧しています。また、憲法前文に掲げられる過去の戦争への反省、非戦の決意、平和的生存権の文言が削除されていることのほか、憲法9条2項を削除して国防軍を創設することなどは、現行憲法が規定する「平和主義」を壊してしまうことに等しいと考えます。さらには、現行憲法前文に宣言される「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理」との条文を削除することや、主権を国民から奪うことを可能とする「緊急事態条項（国家緊急権）」という事実上の戒厳令の創設は、「国民主権」に反すると考えます。

そもそも憲法の基本原理の変更や、新憲法の制定などは、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という「憲法尊重擁護義務」違反にあたり、現行憲法下ではできないことになっています。憲法改正は、憲法の根本原理に変更を加えない範囲において、条文に具体的な不備があった場合にのみ、国民の代表である国会議員が国会において改正発議をすることが許されているのです（「憲法改正発議権」）。したがって、憲法3原則のほか、現行憲法の基本的価値となっている第13条「個人の尊厳」の条文変更を含む自民党の『憲法改正草案』は、現行憲法の根本改正に他ならず、それは国会議員が行使できる「憲法改正発議権」を超える内容であり、憲法99条の「憲法尊重擁護義務」に抵触し憲法違反であると考えます。

■「市民と野党の共通政策（案）」の提唱

わたしたち「おかやまっぼん」は、一人ひとりの「いのち」が守られる政治、憲法をまもる政治をめざし、以下の政策案を掲げるとともに、それらのうち、他の個人並びに団体と一致できるものについては、共に協力し推進します。

政策案は、平成 28 年 6 月 7 日に締結した 4 野党「共通政策」（4 野党共通政策）の趣旨をふまえ、第 190 回通常国会（平成 28 年 1 月 4 日～6 月 1 日）で 4 野党が共同提出した 15 本の議員立法（4 野党議員立法）にわたしたちの求める政策を追加したものです。

※青文字の政策案は 4 野党間で既に合意しているもので、引き続き推進していくことを確認するためのもの。赤文字の政策案は、おかやまっぼんが今回新たに求めるもの。

4 野党共通政策

1. 安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回
2. アベノミクスによる国民生活破壊、格差と貧困の拡大の是正
3. TPP や沖縄問題など、国民の声に耳を傾けない強権政治に反対
4. 安倍政権のもとでの憲法改悪に反対

（1）基本的人権を守る立憲民主主義の政治回復を

①安保法制の廃止と集団的自衛権行使を認める閣議決定の撤回

- ・ 平和安全法制整備法廃止法の制定（4 野党議員立法）
- ・ 国際平和共同対処事態法廃止法の制定（4 野党議員立法）

②安倍内閣のもとでの憲法改正阻止

- ・ 日本国憲法が掲げる 3 原則（「基本的人権の尊重」、「民主主義」、「平和主義」）および、「立憲主義」を堅持し、その改定は認めない。

「憲法 3 原則を継承する」と称する『自民党改憲草案』は日本国憲法とは全く異なる憲法理念に基づいており、憲法 3 原則を破壊するものです。

- ・ 「緊急事態条項（国家緊急権）」の設置は認めない。

立法権や財政支出権を内閣が持つことになる「緊急事態条項」は、即ち憲法秩序の停止を意味しており、独裁政権を生んでしまう恐れがあるので強く反対します。

- ・ 『自民党改憲草案』をベースにして改憲議論を進めるような憲法審査会は認めない。

そもそも憲法改正は、現憲法の条文に具体的な不備がある場合に提起されるべきものであり、現憲法の理念を根本的に転換させる意図を持つ『自民党改憲草案』は到底憲法改正のベースにはなりません。

③慎重な熟議による民主主義の回復

自民党が強硬に進める TPP や改憲の内容は、これまでの国の在り方を根本的に変容させてしまう可能性を含み、まさに暴挙です。わたしたちは、国民の生活に大きな変化を与えてしまう事柄について、開かれた正しい情報を基に、一つひとつ丁寧に議論をすることが、民主主義の健全な在り方だと考えます。国民主権を守り、民主主義を発展させる政治文化を醸成することが求められます。

- ・ 国会決議に違反し、交渉経過が明らかでない TPP 合意に反対
- ・ 沖縄の民意を無視した辺野古新基地建設の中止
- ・ 特定秘密保護法の一旦破棄と 2 年以内の再検討を実現する法改正
- ・ 共謀罪反対
- ・ マスコミや教育現場などにおける言論の自由の擁護
- ・ 被選挙権年齢の引き下げ
- ・ 市民に開かれた選挙のため「公職選挙法」の抜本的な見直し

(2) 多様性ある「共生社会」の実現を

多様な生き方を尊重することができる社会は、生まれや性によって抑圧されている人々の痛みや苦しみを取り除くだけでなく、未来を創造するための様々な可能性を確保することであり、文明の発展を促します。

- ・ 民法の改正（4 野党議員立法）
選択的夫婦別姓を導入し、婚姻年齢を男女ともに 18 歳にする。再婚禁止期間の廃止を 3 年後に検討する。
- ・ 政治分野における男女共同参画推進法の制定（4 野党議員立法）
政党や候補者の自由を確保しつつ、国政選挙や地方選挙で、男女の候補者ができる限り同数になるよう努力義務を定める。
- ・ 性暴力被害者支援法の制定（4 野党議員立法）
性暴力被害者支援計画の策定を義務付け、ワンストップ支援センターの整備促進などを図る。
- ・ LGBT 差別解消法の制定（4 野党議員立法）
性的指向や性自認を理由とした差別的取り扱いを禁じる。職場や学校などでの差別を解消する方策を盛り込み、実効性確保のために主務大臣が指導や勧告などを行う。
- ・ 男女賃金格差の是正
- ・ 女性に対する雇用差別の撤廃

(3) 「脱アベノミクス！」で、格差と貧困の是正を

①【雇用・労働】 ～「企業が個人を支える」という雇用観の再構築～

今、わたしたちの国が最も取り組まなければならないことの一つが「少子化対策」、即ち、国民みんなが安心して結婚や子育てができる環境を整えることです。そのためには、安定した雇用、労働賃金の底上げ、ワークライフバランスの担保が必要になります。そしてそれを可能にするための前提として、「個人が企業の犠牲になるのではなく、企業が個人を支える」という雇用観を社会全体で再構築していくことが不可欠だと考えます。

・労働基準法の改正（4野党議員立法）

労使協定を結べば青天井となっている労働時間に法規制を設ける。次の勤務時間まで一定の休息時間を設ける「インターバル規制」を新たに導入する。

- ・ 正規、非正規の均等待遇
- ・ 同一労働同一賃金の実現
- ・ 最低賃金の1,000円以上への引き上げ
- ・ 女性に対する雇用差別の撤廃
- ・ ブラック企業とブラックバイトの根絶
- ・ 過労死対策、サービス残業規制、有給休暇の完全取得促進
- ・ 個人のライフスタイルに合わせて働き方や労働時間を選択できる制度設計

②【産業振興・地方創生】 ～国民のいのちと生活を守る～

国民の経済活動を支えるために国が最も取り組まなければならないことは、国民が経済活動をする上での基礎となる環境を用意すること、つまり、安全安心な自然環境の保全や、公共インフラの整備など、その経済活動が無理なく円滑に行われるようにしておくことです。その観点から、東日本大震災をはじめ自然災害によって被災した自治体への復興支援や南海トラフ地震に対応するため地域コミュニティと連携した防災インフラの整備など、国民の困窮を防ぐための事業は特に優先されるべきであると考えます。

また、食糧需給の世界的危機を前にして、国内農業生産機能を高めるとともに食料自給率の健全化をはかることも併せて必要です。

・被災者生活再建支援法の改正（4野党議員立法）

被災復興のカギである住宅再建を後押しするため、支援金の上限を300万円から500万円に引き上げる。

・会社法の改正（4野党議員立法）

企業がバナンスの強化をはかっていくとの観点から、一定規模以上の会社に、社外取締役の設置を義務付ける。

1. 取締役が10人以上の会社の場合は最低2人の社外取締役を置く。
2. 取締役が5～9人の会社の場合は最低1人の社外取締役を置く。

3. 取締役の4人以下の会社については社外取締役を置くことが相当でない理由の説明

・ **畜産物価格安定法の改正（4野党議員立法）**

畜産農家を支援するため、肉用牛・豚肉の販売価格が生産コストを下回った場合、差額を補てんする経営安定対策事業（通称・マルキン）を法制化する。

- ・ **被災地復興支援を強化する。**
- ・ **公共住宅、公共交通を拡充する。**
- ・ **農業の所得補償制度を充実させ、農業の再生産を支援する。**
- ・ **中小企業への支援を強化する。**
- ・ **南海トラフ地震に対応するため地域コミュニティと連携した防災インフラの整備**

③【税制】 ～バランスと公正さを持つ税制を～

適度な競争、適度な成長を促し、国民、法人の将来不安を抑制することで消費を伸ばしながら、適度な税収を上げていくという観点を大切に、バランスの良い税制を実現することが肝要だと考えます。そのためには当然、税金の無駄使いをなくすための行政改革を行い、公正な税制を担保しなければいけません。

・ **法人税法の改正（4野党議員立法）**

資本金100億円以上の企業（約1000社）の所得金額及び法人税額等を公表するという趣旨、いわゆる資本金100億円以上の企業の長者番付を復活させる。

・ **金融商品取引法の改正（4野党議員立法）**

資本金100億円超の法人の所得、法人税額等の公示をはじめ、上場企業役員の情報開示を強化する。

- ・ **累進所得税、法人課税、資産課税のバランスの回復による公正な税制の実現**
- ・ **行財政改革と税金の無駄使い是正**
- ・ **タックスヘイブン対策の強化**

（4）誰もが人間として尊重される社会保障を

①【介護・子育て】 ～一人ひとりの「いのち」が守られる社会の実現～

2015年の国勢調査によると、35～39歳の男性未婚率は34.5%（50年間で10倍に増加）、同女性未婚率は23.3%（50年間で6倍に増加）となっています。また、2015年の内閣府による「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、子供を持つ場合の条件として第一にあがっているものが「働きながら子育てができる職場環境」となっています。働き盛りにある子育て世代（あるいは介護世代）が安心して働ける環境整備は、国、自治体、民間の連携のもと十分に進められる必要があります。そのためには特に、それらの現場に立つ

事業者が、経済的に安定し、働きがいを持てるような法整備が不可欠です。

- ・ **介護職員等処遇改善法の制定（４野党議員立法）**

深刻な人手不足が続く介護・福祉職員の給与を月額１万～6000円引き上げるため、助成金を支給する。事務職なども含め、全職種を対象とする。

- ・ **保育士処遇改善法の制定（４野党議員立法）**

待機児解消を図るため、保育士の給与を月額５万円引き上げる。幼稚園、児童養護施設や放課後児童クラブ（学童クラブ）などで働く人も対象とする。

- ・ **児童扶養手当法の改正（４野党議員立法）**

「貧困の連鎖」を断ち切るため、ひとり親家庭に対する児童扶養手当を、第２子以降は一律１万円増額。支給対象も２０歳未満まで拡大し、大学進学を支援する。

- ・ **児童手当の拡充**

一人親世帯のみへの「児童扶養手当」ではなく、すべての児童に手当を支給する。

- ・ **待機児童の解消**

- ・ **病児保育の拡充**

- ・ **学童保育の整備**

- ・ **保育の質の向上**

- ・ **「要支援切り」などの見直しと介護保険の充実**

- ・ **最低保障年金制度の創設**

- ・ **国民皆保険制度を守り、充実させる。**

②【教育】 ～「貧困の連鎖」からの脱却、学問の独立～

現状、残念ながら、子どもたちが生まれた境遇や親の経済事情によって、受けることのできる教育に著しく差が開いてしまっており、個人の努力だけでは解決しようのない「貧困の連鎖」が生まれています。それは、日本国憲法が提唱する「基本的人権の尊重」、第２６条「ひとしく教育を受け権利」が脅かされていることでもあり、この問題は速やかに解決されるべきだと考えます。

また、教育に対する政府の政治的介入は、教育現場に混乱をもたらし、子どもの健やかな発達を阻害するものと考えます。

- ・ **高校まで教育費の完全無償化**

- ・ **大学授業料の大幅引き下げと減免制度の拡充**

- ・ **給付制奨学金の創設と奨学金債務減免の拡大**

- ・ **貧困状態にある子どもの学習支援と就学支援強化**

- ・ **教育に対する政治的介入の排除**

- ・ **教科書検定のあり方の見直しと学校単位での教科書採択**

- ・ **全国学力調査の、抽出型を含め、真に子どもたちのためになる方法への見直し**

(5) 誰もが安心して暮らせる持続可能な社会の実現を

①【環境・エネルギー】～未来に「責任」を持つ～

エネルギーは国民生活を支える基礎とも言える要素ですので、これの安定的な供給は、国の責任においてしっかりとなされる必要があります。その一方で、2011年に発生した福島第一原発事故のような過酷事故は二度と繰り返してはならず、国は責任を持ってその再発防止に取り組まなければなりません。そしてそのためには、福島事故の原因究明がなされることは、欠かすことのできない原発再稼働要件にあたると考えます。なぜあのような悲惨な事故が起きたのか、原因は何だったのか、それらの十分な検証がなされていない今、原子力発電の運用について国が責任を負うことはできないと考えます。

- ・ 原発に依存しない社会のすみやかな実現
- ・ 福島事故の原因が究明されず、避難計画が不備な状況での原発再稼働に反対
- ・ 持続可能なエネルギー政策、とりわけ自然エネルギーを中心とした地域分散型エネルギーの推進
- ・ 原発輸出に反対
- ・ 建物の断熱効果の向上、最新の省エネ設備・機器への更新の促進によるエネルギー消費の削減

②【安全保障】～唯一の被爆国であり、平和憲法を持つ国として～

安全保障に関する政策議論は、日本国憲法が認める範囲においてあって然るべきであって、野党各党がそれぞれに掲げる安全保障政策についても当然熟議すべきものと考える一方で、立憲民主主義国であるはずの日本の政治基盤が破壊されている現段階においては、それらの違いを巡る議論は先の課題として据え置きます。大切なことは、違憲である安保法制成立以前の状態に戻すことだと考えます。

- ・ 武器輸出の禁止（武器輸出三原則の堅持）
- ・ 唯一の被爆国として、「核兵器禁止条約」の締結を推進する。

(6) 市民と野党の共同で、選挙勝利を

安倍政権と対決する「4野党共通政策」の実現を図ろうとするならば、それを実行する政府が必要です。そして、それを具体化した市民と野党の共通政策を、その政府が実行することを、わたしたちは求めます。

野党が選挙協力をして安倍政権の打倒をめざすならば、自公政権による政権のたらいま

わしを許さないために、立憲野党が協力して政府をつくる「合意」が必要です。

その点で、野党のそれぞれが、綱領、理念、政策での違いがあるのは当然ですが、安倍政権の民意無視の強権政治を阻止すること、日本国憲法の「基本的人権の尊重」、「民主主義」、「平和主義」という政治の根本を守るという「一致点」で協力するのは当然のことではないでしょうか。

先の参議院選挙で、香川県の民進党と共産党が交わした確認書は、国民に対する公約でもあり、その5項目をみれば明らかなように、立憲野党が選挙協力、政権協力をする障害となる問題はないのではないのでしょうか。

※付帯確認要件

安倍政権による民意を無視した強権政治の打倒をめざし、2016年参議院選挙において実現した市民と野党4党の共闘路線を重視しつつ、また、来る衆議院選挙が政権選択選挙となることを踏まえ、有権者の正しい理解を求めるため、以下を確認します。

(1) 今日の日本社会に必要なのは社会主義的変革ではなく、資本主義の枠内での民主的改変であり、私有財産の保障が基本となる。

(2) 平和外交を重視するが、日米安保条約の廃棄や自衛隊の解消という日本共産党の政策は野党共闘並びに連立政権には持ち込まない。

(3) 天皇制を含めた現行憲法の全条項を守る。天皇制のあり方は、国民の総意によって決せられるものである。

(4) 一党独裁制を否定し、議会制民主主義及び選挙による政権交代制を堅持する。

(5) 地方自治の確立、労働基本権の擁護、男女平等、信教の自由及び政教分離原則の徹底を図る。